

■コラボ 住まいの相談

“住まい”や“まちづくり”などの専門知識と実務経験をもつ「コラボ」の市民実行委員や専門家がいっしょに考え、アドバイスします。お気軽にお越しください！

★と き：毎月第4土曜日 午後2～4時

(祝日等の場合に変更になる場合があります)

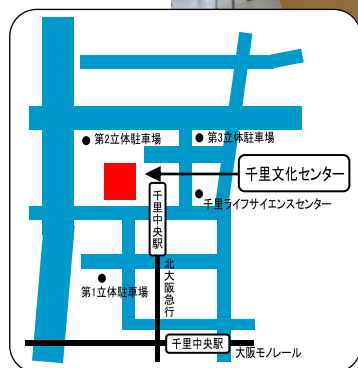
★ところ：千里文化センター2階「コラボカフェ」

★30分まで 豊中・吹田の方を中心に予約優先

★予約・問い合わせ

Tel：06-6831-4133 (コラボ)

E-mail：korabo.shiminjikkouinkai@city.toyonaka.osaka.jp



2014年10月

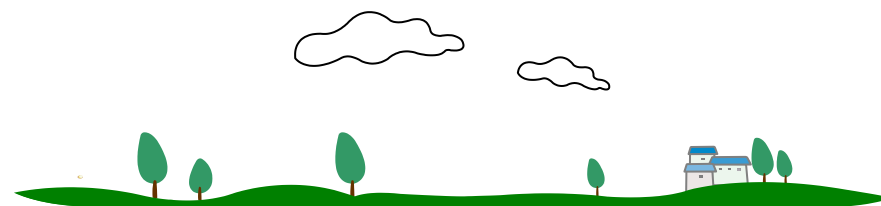
発行：千里文化センター市民実行委員会・豊中市

協力：NPO 法人千里・住まいの学校

※この冊子はこれまでの相談内容を個人情報に配慮しながら作成しました。

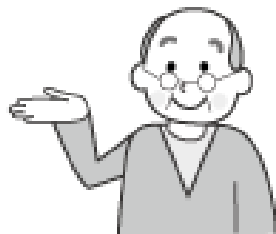
コラボ 住まいの“なんでも”相談

これまでの主な **Q&A**
(相談内容)



Q：建替え、改築、住み替えで迷っています

築後 50 年の戸建住宅に一人で住む 80 代の男性です。子どもは東京に住んでいます。今は歩けるし、料理もできるのですが、体が弱った時のために、バリアフリーにしたいくて・・・①今の家を建て替える、②改築する、③マンションや老人ホームに住み替えるの3つを考えていますが、正直迷っています。



A：住み替えを基本にお子さんと相談しましょう



これから、介護などが必要になるかもしれません。その時のために、今の住宅にあまりお金をかけないで、サービス付きの高齢者住宅などに住み替えてはどうでしょう。一度、東京のお子さんと相談されてはどうでしょう？

Q：マンション修繕の見積りは妥当ですか

築後 20 年マンションの管理組合の役員です。管理会社と大規模修繕計画を1年間協議してきて、近々修繕に着手しますが、はたして概算の見積もりが妥当かどうか不安です。今後のつきあいもあり、他の業者に見積もりを依頼するのも気が引けます。どうしたらよいのでしょうか？



A：詳細見積書を作ってもらいましょう

詳細見積書を提出してもらい、それを第三者の機関（管理士協会、設計事務所など）にチェックしてもらい、それをもとに再度管理会社と協議してはどうでしょう。



Q：古い民家を改修して住みたいのですが

親から相続した築後約130年の民家を改修して住みたいと思います。木製の窓が戸袋に入らない、隙間風が入るなど、相当傷んでいるので、どこから手をつけていいか分からずに悩んでいます。よろしくお願いします。



A：まず構造的な診断をしてもらいましょう

柱や梁、基礎などの構造部が傾いていないかを目視カメラで調べてもらいましょう。その後、耐震診断と必要な補強を行い、最後にリフォームです。今後どういう生活をしたいか、かけられる費用を考えて進めましょう。



Q：仮住居に保証人が必要と言われましたが

築後60年の戸建住宅に住む50代の女性です。古くなったので建替えようと考えています。建替えに半年かかるので、その間、仮住居を借りようとしたら、敷金、保証人がいると言われました。子どもは現在休職中なので、保証人になれません。どうしたらよいのでしょうか？



A：UR住宅などを考えてはどうでしょう

公的な賃貸住宅なら、敷金、保証人などもいらないと思いますよ。UT都市機構の住宅は、比較的早く、安心して入居できると思います。千里住宅管理センター（千里中央）に相談に行かれてはどうでしょう。



Q：戸建借家を耐震補強してほしいのですが



築後 50 年の戸建住宅（賃貸）に住む 70 代の女性です。友だちも多いので、ここにずっと住み続けたいのですが、地震で壊れないかと心配です。大家さんに耐震改修して欲しいと言うのですが、何もしてくれません。どうしたらいいのでしょうか？

A：市役所から打診してもらいましょう

市役所で事情を話し、家主に言ってもらえないか相談しましょう。柱を部分的に補強する比較的安価な方法もありますから。最後の方法として、公的賃貸住宅（UR など）に住み替えることも考えられますね。



Q：賃貸していた持家を売却したいのですが

約 10 年間賃貸していた名古屋の持家を老後の生活費にあてようと、「売却したい」と申し出て断られました。1 年間待って、弁護士の仲介のもとに「退去する」ことの合意の文書を交わしました。移転費用もこちらが負担しました。それでも追い出されたような印象を持たれていました。そろそろ売却したいのですが、問題ないでしょうか？



A：文書で合意しているから大丈夫でしょう

弁護士の仲介のもとに文書で退去の合意をしているし、移転費用もこちらで負担するなど誠意を尽くしているので、まったく問題ないでしょう。

